

○厚生労働省令第百十四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第九条第一項及び第二十九条の二第一項並びに薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第二条、第三条第一項、第五条及び第六条第一項の規定に基づき、薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月九日

厚生労働大臣 小宮山洋子

薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二十八条第一項中「又は譲り受けた」を「若しくは譲り受けた」に、「又は第二類医薬品」を「若しくは第二類医薬品」に改め、「認められる者」の下に「に対して、又は薬局開設者が、法第三十六条の規定に基づき厚生労働大臣が第三類医薬品を第二類医薬品に指定を変更する前に当該薬局開設者から購入し、若しくは譲り受けた当該医薬品を当該指定の変更の際現に継続して使用していると認められる者」を加

え、同条第二項中「又は既存薬種商等」を「若しくは既存薬種商等」に、「又は譲り受けた」を「若しくは譲り受けた」に改め、「認められる者」の下に「に対して、又は既存一般販売業者若しくは既存薬種商等が、法第三十六条の三の規定に基づき厚生労働大臣が第三類医薬品を第二類医薬品に指定を変更する前に当該既存一般販売業者若しくは既存薬種商等から購入し、若しくは譲り受けた当該医薬品を当該指定の変更の際に継続して使用していると認められる者」を加え、同条第三項中「既存薬局開設者」の下に「若しくは薬局開設者」を加える。

附則第三十条中「既存薬局開設者」の下に「若しくは薬局開設者」を加える。

附則第三十一条中「又は既存一般販売業者」を「若しくは既存一般販売業者」に、「又は譲り受けた」を「若しくは譲り受けた」に、「又は第二類医薬品を」を「若しくは第二類医薬品を」に、「認められる者」を「認められる者に対して、又は法第三十六条の三の規定に基づき厚生労働大臣が第三類医薬品を第二類医薬品に指定を変更する前に薬局開設者若しくは既存一般販売業者若しくは既存薬種商等から購入し、若しくは譲り受けた当該医薬品を当該指定の変更の際現に継続使用していると認められる者」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。